

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄				特別徴収義務者指定番号	
宛名番号				※市町村ごとに異なります	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号				課・係 氏名 電話 (内線)	
異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)				異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月分 で納入) (月 日 納期分) 3. 普通徴収 理由	
退職した年の1月から退職時までの給与支払額				控除社会保険料額	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が93万円以下)		3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)	
4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)					

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

吉見町長殿		住所(居所)又は所在地		〒	
平成 年 月 日提出		フリガナ			
給与支払者 (特別徴収義務者)		氏名又は名称			
代表者の職氏名印		代表者の印		⑥	
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号			
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
受給者番号(整理番号)	フリガナ	円	月から	月から	
氏名	(旧姓)		月まで	月まで	
生年月日	昭和・平成 年 月 日		円	円	
個人番号					
1月1日現在の住所					
給与の支払を受けなくなった後の住所					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等	
1. 異動が平成 年 12 月 31 日までで、申出があったため (月 日 申出)		徴収予定月日	徴収予定額	氏名	続柄
2. 異動が平成 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円	住所	
異動者印			円	電話	
			円	1 (普B) 他事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)	
			円	2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が93万円以下)	
			円	3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)	
			円	4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係 氏名 電話 (内線)	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		〒		新しい勤務先では	
フリガナ				月割額 円を	
氏名又は名称				月分 から徴収し、納入します。	
代表者の職氏名印		⑥		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
法人番号				納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地 吉見町役場 税務会計課 課税係

御注意

4 3 2 1

黒のボールペン又はペンで記載してください。
 「宛名番号」の欄には、「特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。」
 「転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。